

令和 8（2026）年度

授業料の免除・徴収猶予のしおり

筑波技術大学では、経済的な支援を必要とする学生に対し、授業料を免除又は徴収猶予する制度を設け、皆さんの修学を支えています。

- ・ 「免除」とは、授業料の支払いが免除されるものです。免除される額は、適用される制度によって全額・半額・一部（3分の1、4分の1など）があります。
- ・ 「徴収猶予」とは、授業料の支払い期限を延長するものです。（授業料の金額はそのままです）

申請は原則として学生本人が行い、その後学内選考を経て、免除・徴収猶予の対象者として認定されます。しかし、申請に向けてはご家庭の方（学生の生計を維持している方）にも十分ご理解をいただき、学生と一緒に申請の準備をしていただくものもあります。この「しおり」では、申請の方法、提出書類などをご案内しますので、よくお読みいただき、申請する場合は定められた期限・書類等を守って手続きしてください。

令和 8 年度前期に授業料免除を受けた学生で、令和 8 年度後期も引き続き授業料免除を希望する場合、このしおりをよく読んで継続申請を行ってください。



国立大学法人

筑波技術大学

<このしおりについて…>

令和８年度前期に授業料免除を受けた学生が、令和８年度後期も継続して免除申請（継続申請）するためのしおりです。

継続申請できるのは、以下の３つです。

- ・経済的理由による授業料免除<1>（４ページ～）
- ・社会人を対象とする授業料免除<2>（８ページ）
- ・私費外国人留学生を対象とする授業料免除<3>（９ページ）

※家計急変による免除は継続申請できませんので、新規申請用のしおりを確認のうえ、改めて新規の申請書で申請してください。

※継続申請と同時に徴収猶予や月割分納を申請したい学生は、10 ページを参照してください。

授業料の免除を継続申請したいとき（1～3）

● 本学における授業料の免除制度は、継続申請が可能です。

- ・ 本学では前学期に受けた免除のうち、下記の3種類は、継続申請が可能です。

【継続申請が可能な授業料免除の種類】

- 1 経済的理由によって授業料の納付が困難な場合の免除（4ページ）
経済的な困難があると認められる学生への免除です。
- 2 社会人として入学した場合の免除（8ページ）
社会人入試で入学した学生等に対する免除制度です。
- 3 私費外国人留学生である場合の免除（9ページ）
私費外国人留学生への免除制度です。

■ 1～3はいずれも、本学への継続申請が必要です。また、下記の組み合わせで同時に申請・適用することができます。

- ・ 1と2
- ・ 1と3

■ この他、学業成績が優秀又は本学規定により表彰された場合の免除制度もあります。

- ・ 1～3と異なり、申請が必要ありません。（11ページ）
- ・ 成績優秀等による免除の候補者となった場合は、大学から通知します。
- ・ 1（経済的理由）に申し込んでいる場合、成績優秀等に認定されたときは、両方の免除が適用されることがあります。

1 経済的理由によって納付が困難な場合の免除 (1)

● 以下の基準をすべて満たす人が、この制度の対象者となることができます。

□ 所得基準を満たすこと

課税証明書に記載されている「都道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合計額（生計維持者分と学生本人分）から本学独自の控除額（※）を引いた額によって次の区分に分け、区分に応じて判定を行います。

※地方税に定められた控除額とは別に、本学独自の下記の控除を行います。

- ・世帯に住民税の障害者控除対象となる障害者がいる場合：1人につき 46,000 円
- ・世帯に 23 歳未満の扶養親族が 3 人以上いる場合：3 人目から 1 人増すごとに 1 人あたり 50,000 円

××年度 市民税・県民税課税証明書 <例>

住所	〇〇市〇丁目〇-〇
氏名	〇〇 〇〇
属課期日の住所	〇〇市〇丁目〇-〇

××年度	所得の内訳	所得控除	課税標準額
給与収入	×××円	医療費控除	総所得金額
給与所得	×××円	社会保険料控除	×××円
(公的年金収入)	×××円	生命保険料控除	株式等譲渡所得
雑所得	×××円	所得控除計	×××円
不動産所得	×××円	※以下余白※	年税額
株式等譲渡所得	×××円		税額控除(市民税)
合計所得金額	×××円		×××円
	※以下余白※		税額控除(県民税)
			×××円
			均等割(市民税)
			×××円
			均等割(県民税)
			×××円
			所得割(市民税)
			×××円
			所得割(県民税)
			×××円

この「所得割(市民税)」と「所得割(県民税)」の合計額を用います。

※課税証明書の様式は、各市区町村によって異なります。

・区分は右表のとおりです。区分の上位から予算の範囲内で免除決定を判定します。

・予算には限りがあるため、その年の申請状況によっては、特に中～下位の区分は免除対象外となることもあります。また、各区分の免除額は、一部免除など幅が生じることがあります。

区分	金額
A区分	13,000 円未満
B区分	13,000 円以上 85,500 円未満
C区分	85,500 円以上 171,500 円未満
D区分	171,500 円以上 257,500 円未満
E区分	257,500 円以上 343,500 円未満

○生計維持者とは…

- 学生本人に父母が両方いる場合：父と母の 2 人
- 父母のいずれかがいる場合：父または母
- 父母がともにいない場合：父母に代わって生計を維持する者
- 上記いずれにも該当しない場合：学生本人

□ 資産基準を満たすこと

生計維持者が2人の場合、学生本人と生計維持者の資産額（現金、預貯金、有価証券、投資用資産としての貴金属等の額。土地等の不動産は含まれません）の合計が2,000万円未満であることが基準です。生計維持者が1人の場合、1,250万円未満であることが基準です。

□ 学業成績基準を満たすこと

- ・在学1年目は入学をもって該当とします。
- ・在学2年目以降は、前年度の成績の評語を、A+は4点、Aは3点、Bは2点、Cは1点、Dは0点に換算し、それぞれに修得単位数を乗じ加算したものを年間修得単位数で除した値を、小数点以下第3位で四捨五入した値が1.50以上である必要があります。

● 免除される授業料の額は、全額・半額・一部のいずれかです。

授業料免除が許可された場合は、当該半期に納付すべき授業料の全額・半額・一部のいずれかの額が、当該年度の予算の範囲内で免除されます。

	授業料
全額免除の場合	267,900円が免除されます (納付が必要な額は 0円)
半額免除の場合	133,950円が免除されます (納付が必要な額は 133,950円)
一部免除の場合	267,900円の一部が免除されます

● 免除の継続申請は、提出期限までに以下の(1)、(2)の書類を本学へ提出してください。

<提出する書類>

(1) 授業料免除継続申請書 (1にチェック)

- ・記入例は、12ページから13ページを参考にしてください。

(2) 市区町村長等が発行する「令和8年度(令和7年中所得)の課税証明書」
(学生本人と生計維持者分)

- ・課税されていない場合、非課税証明書でも構いません

<提出期限>

令和8年10月9日(金曜日)17:00まで(厳守)

<提出方法>

聴覚障害系支援課学生係の窓口へ直接提出

※事情により窓口での提出が難しい場合は、10月2日(金曜日)までに学生係に相談してください。

<留意事項>

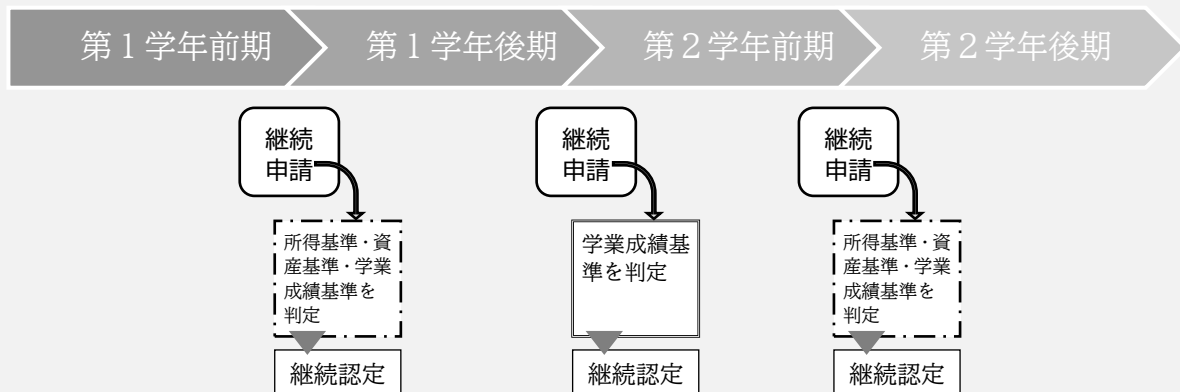
- * 免除が決定するまで、授業料を納付しないでください。
- * 期限内に書類が提出され、記載漏れ等なく正常に受理された場合、免除が決定するまでの間、授業料の徴収は猶予されます。
- * あなたが、免除が決定する前に授業料を納付した場合は、免除の申請を取り消したものとみなし、納付した授業料は返還しません。

●令和8年度後期は、以下のような基準で、継続認定の判定を行います。

- 最新年度の課税証明書及び継続申請書をご提出いただき、所得基準の判定、及び資産基準の判定を行います。具体的な基準は、4、5ページのとおりです。
- 皆さんの住民税等の計算結果・それに基づく課税額は、毎年おおむね6月頃に、各市町村が最新年度の情報を確定させます。これを用い、秋には最新年度の課税情報に基づいて、改めて所得基準を判定するものです。
 - ・例えば令和8年4月入学者の場合、入学前の申請において判定に用いるのは、令和7年度課税額（令和6年所得分）ですが、秋（前期終了時）の継続判定に用いるのは、令和8年度課税額（令和7年所得分）に改まります。
- このため、学生本人及び生計維持者の所得増減に応じて、継続認定時に免除の認定結果・免除額が変更となる可能性もありますので、ご了承ください。
- また、学業成績基準の判定を行います。以下の基準を満たすことで、免除対象者として継続認定されます。
 - ・在学1年目は入学をもって該当とする。
 - ・在学2年目以降は、前年度の成績の評語を、A+は4点、Aは3点、Bは2点、Cは1点、Dは0点に換算し、それぞれに修得単位数を乗じ加算したものを年間修得単位数で除した値を、小数点以下第3位で四捨五入した値が1.50以上である必要があります。

※令和9年度前期以降も免除を希望する場合は、半年ごとに継続申請書を提出してください。継続認定の基準は前期・後期ごとに異なりますので、次のページ（7ページ）を確認してください。

● 免除決定後も半年に一度、継続申請を行い、継続認定を受ける必要があります。



授業料の免除は、初めに受けた認定が卒業まで確実に継続するものではなく、半年に一度、継続申請を提出いただく必要があります。

以下は継続して免除等を受けるために大切な事柄ですから、ぜひお読みください。

秋（前期終了時）と春（後期終了時）とでは、本学の継続判定基準が異なります。

＜秋（前期終了時）の継続判定基準＞（今回適用される基準で、6ページと同じ内容です。）

- 最新年度の課税証明書及び継続申請書をご提出いただき、所得基準の判定、及び資産基準の判定を行います。具体的な基準は、4、5ページのとおりです。
- 皆さんの住民税等の計算結果・それに基づく課税額は、毎年おおむね6月頃に、各市町村が最新年度の情報を確定させます。これを用い、秋には最新年度の課税情報に基づいて、改めて所得基準を判定するものです。
 - ・ 例えば第2学年の学生が前期に行う申請において判定に用いるのは、令和7年度課税額（令和6年所得分）ですが、第2学年後期も継続して免除等を受ける申請を行った場合、判定に用いるのは令和8年度課税額（令和7年所得分）に改まります。
- このため、学生本人及び生計維持者の所得増減に応じて、継続認定時に免除の認定結果・免除額が変更となる可能性もありますので、ご了承ください。
- また、学業成績基準でも判定を行います（下記、春の継続判定基準参照）。

＜春（後期終了時）の継続判定基準＞

- 学年終了時までの学業成績をもとに、学業成績基準の判定を行います。
 - ・ 例えば第1学年の学生が、次年度（第2学年前期）も継続して免除等を受ける継続申請を行った場合、第1学年終了時までの学業成績をもとにして判定が行われます。
 - 以下の基準を満たすことで、免除対象者として継続認定されます。
 - ・ 前年度の成績の評語を、A+は4点、Aは3点、Bは2点、Cは1点、Dは0点に換算し、それぞれに修得単位数を乗じ加算したものを年間修得単位数で除した値を、小数点以下第3位で四捨五入した値が1.50以上であること
- ※ただし、在学1年目は、前期・後期共に入学をもって学業成績基準に該当します。

2 社会人として入学した場合の免除（2）

● 以下の基準をすべて満たす人が、この制度の対象者となることができます。

- ☐ 本学の社会人入試で入学した者（入学する前年度の3月31日現在において満22歳未満の者を除く）又はそれに準ずる者

● 免除される授業料の額は、半額・一部のいずれかです。

授業料免除が許可された場合は、当該半期に納付すべき授業料の半額・一部のいずれかの額が、当該年度の予算の範囲内で免除されます。

	授業料
半額免除の場合	133,950 円が免除されます (納付が必要な額は 133,950 円)
一部免除の場合	267,900 円の一部が免除されます

● 免除の継続申請は、提出期限までに以下の書類を本学へ提出してください。

<提出する書類>

○ 授業料免除継続申請書（2 にチェック）

・ 記入例は、12 ページから 13 ページを参考にしてください。

<提出期限>

令和 8 年 10 月 9 日（金曜日）17:00 まで（厳守）

<提出方法>

聴覚障害系支援課学生係の窓口へ直接提出

※事情により窓口での提出が難しい場合は、10 月 2 日（金曜日）までに学生係に相談してください。

<留意事項>

* 免除が決定するまで、授業料を納付しないでください。

* 期限内に書類が提出され、記載漏れ等なく正常に受理された場合、免除が決定するまでの間、授業料の徴収は猶予されます。

* あなたが、免除が決定する前に授業料を納付した場合は、免除の申請を取り消したものとみなし、納付した授業料は返還しません。

● 免除決定後も半年に一度、継続申請を行い、継続認定を受ける必要があります。

今後免除を希望する場合は、半年ごとに継続申請書を提出してください。継続認定を受けることができれば、継続して免除を受けることができます。

3 私費外国人留学生である場合の免除 (3)

● 以下の基準をすべて満たす人が、この制度の対象者となることができます。

- 出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格を有する者
(※国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生は対象外です)
- 学業成績基準を満たすこと
 - ・在学1年目は入学をもって該当とします。
 - ・在学2年目以降は、前年度の成績の評語を、A+は4点、Aは3点、Bは2点、Cは1点、Dは0点に換算し、それぞれに修得単位数を乗じ加算したものを年間修得単位数で除した値を、小数点以下第3位で四捨五入した値が1.50以上である必要があります。

● 免除の継続申請は、提出期限までに以下の(1)～(3)の書類を、本学へ提出してください。

<提出する書類>

- (1) 授業料免除継続申請書 (3にチェック)
 - ・記入例は、12ページから13ページを参考にしてください。
- (2) 在留カードのコピー
- (3) 経費支弁計画書

<提出期限>

令和8年10月9日(金曜日)17:00まで(厳守)

<提出方法>

聴覚障害系支援課学生係の窓口へ直接提出

※事情により窓口での提出が難しい場合は、10月2日(金曜日)までに学生係に相談してください。

<留意事項>

- * 免除が決定するまで、授業料を納付しないでください。
- * 期限内に書類が提出され、記載漏れ等なく正常に受理された場合、免除が決定するまでの間、授業料の徴収は猶予されます。
- * あなたが、免除が決定する前に授業料を納付した場合は、免除の申請を取り消したものとみなし、納付した授業料は返還しません。

● 免除決定後も半年に一度、継続申請を行い、継続認定を受ける必要があります。

今後も免除を希望する場合は、半年ごとに継続申請書を提出してください。継続認定を受けることができれば、継続して免除を受けることができます。

【1～3の共通事項】

●「継続申請」しても、前回と同様の免除を受けられるとは限りません。

各期の免除申請状況や予算の関係により、前回免除を受けることができたとしても、今回も必ず免除を受けられるということはありません。

● 免除が正式に決定したら（12～1月予定）、本学から継続認定結果を通知しますので、通知を受け取り、内容を確認してください。

＊ 継続認定の結果、「半額免除・一部免除に認定された場合」「認定されなかった場合」は、速やかに所定の授業料を納入する必要がありますので、継続認定結果通知は必ずよくご確認ください。

※免除後、本学規定による懲戒を受けたり、学業成績が著しく不良であったりした場合は、免除を取り消す場合があります。場合によってはさかのぼって免除を取り消し、免除された額を返納していただく必要があります。

●継続申請と同時に、徴収猶予や月割分納を申請したい場合は、以下のよう
に申請してください。（徴収猶予や月割分納は継続申請できません）

- ・以下の書類を用意し、提出してください。
 - (1) 授業料免除継続申請書（継続申請を希望する免除の欄にチェック）
 - (2) 授業料免除等申請書（徴収猶予や月割分納など、希望する欄にチェック）
 - (3) 市区町村長等が発行する「令和8年度(令和7年中所得)の課税証明書」（学生本人と生計維持者分）
 - ・ 課税されていない場合、非課税証明書でも構いません。

※必ず新規申請用のしおりをお読みいただき、徴収猶予や月割分納に関する詳細や提出期限等をよく確認してください。

その他 学業成績が優秀又は本学規定により表彰された場合の免除

- 直前学期に優秀な成績を収めた学生や、表彰された学生に対して授業料の免除を行います。
- 成績優秀の場合は半額免除又は一部免除、表彰された場合は全額免除されます。
- この免除への申請は不要です。大学で成績を判定し、対象者には個別に通知を行います。

※免除後、本学規定による懲戒を受けたり、学業成績が著しく不良であったりした場合は、免除を取り消すときがあります。併せて、さかのぼって免除を取り消し、免除された額を返納していただくこともあります。

「授業料免除継続申請書」の記載例

(申請書1枚目オモテ面)

別記様式第3号

授業料免除継続申請書

令和△年 ●月××日

国立大学法人筑波技術大学長 殿

私は、貴学に対し、国立大学法人筑波技術大学授業料・寄宿料の免除及び徴収猶予等規程（以下「授業料免除等規程」という。）に基づく授業料免除等対象者としての認定について、以下の✓に該当する認定の継続を申請します。

申請者氏名 技大 花子

以下のうち、今回継続申請するもののチェック欄（□）に✓を記入してください。

☒	1	経済的理由による授業料免除（授業料免除等規程第2条第1項第1号の対象者認定）の継続を申請します。
☐	2	社会人を対象とする授業料免除（授業料免除等規程第2条第1項第4号の対象者認定）の継続を申請します。
☐	3	私立外国人留学生を対象とする授業料免除（授業料免除等規程第2条第1項第5号の対象者認定）の継続を申請します。
☐	4	「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料等減免対象者としての授業料免除（授業料免除等規程第2条第2項の対象者認定）の継続を申請します。

注 上欄のうち複数の事項に同時認定されている場合は、そのすべてに継続申請する（✓を記入する）ことができます。

継続申請するものにチェックを入れてください。

(申請書2枚目オモテ面)

2 申請者本人による記入欄

※ 以下のすべての項目を、申請者本人が記入してください。申請者本人による記入が難しい場合は、大学の窓口（学生係）に相談してください。

フリガナ	ギダイ ハナコ	入学年月	〇〇〇〇 年 4月入学
氏 名	技大 花子	生年月日	(西暦) 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生 (22歳)
〒 305 - 8520	茨城 都 道 市 区 府 県 町 村	〒 305 - 8520	天久保4-3-15
現住所	茨城 都 道 市 区 府 県 町 村	天久保4-3-15	
所属学部・学科又は研究科	技術科学研究科	専 攻	情報アクセシビリティ専攻
年 次	1 年次	学籍番号	〇〇〇〇〇〇
日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報	給付奨学金の奨学生番号		

3 生計維持者による記入欄

■この欄は、本申請書1ページ目で1、4に✓を記入した方だけの記入欄です。(2又は3のみの継続申請の方は記入不要です)

※ 以下、生計維持者の情報については、生計維持者が記入ください。(生計維持者による記入が難しい場合は、大学の窓口（学生係）に相談してください。)

フリガナ	ギダイ タロウ	申請者との続柄	父
氏 名	技大 太郎		
現住所	(✓) 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。 〒 〇 都 道 市 区 府 県 町 村		
生年月日	(西暦) 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生 (50歳)		

「現住所」欄には、現在住んでいる住所を記入してください。
例えば、寄宿舎に住んでいる場合には、寄宿舎の住所を記入してください。

生計維持者 2	フリガナ	ギダイ カズコ		申請者との続柄	母
	氏 名	技大 和子			
	現住所	(☒ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。)			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)			

この欄に学生の方がいる場合、その方が学校に自宅から通っているか、自宅外（寮、寄宿舎、下宿・アパートなど）から通っているかを回答してください。

家族の状況

申請者及び生計維持者のほか、申請者と同一の生計にある方全員について、記載してください。

氏 名	生年月日	申請者との続柄	職業 又は 在学する学校・学年	(学生の場合) 通学の方法	扶養親族に 該当するか
技大 二郎	〇〇〇〇年 〇月〇日	弟	高校 2 年	☐ 自宅 ☒ 自宅外	☒ 該当する
技大 令子	〇〇〇〇年 〇月〇日	妹	中学 1 年	☒ 自宅 ☐ 自宅外	☒ 該当する
				☐ 自宅 ☐ 自宅外	☐ 該当する
				☐ 自宅 ☐ 自宅外	☐ 該当する
				☐ 自宅 ☐ 自宅外	☐ 該当する

「扶養親族に該当するか」欄は、別途提出する住民税課税証明書に記載の「扶養親族」人数（16歳未満を含む）にカウントされている方について、「該当する」に✓を記入してください。

所得税上の扶養親族が当てはまりますが、それ以外に「16歳未満の子供」も含めてチェックしてください。

（会社等にお勤めの方は、年末調整時の「扶養控除等申告書」で申告している親族（16歳未満の扶養親族を含む）すべてが当てはまります）

資産の申告

申請者と生計維持者（原則父母） の資産額（1万円未満は切り捨て）	申請者	生計維持者 1	生計維持者 2
	0 万円	419 万円	208 万円

資産額（申請者と生計維持者の合計）の基準は下記の通りです。

A-1, A-2, B, C：2,000 万円未満であること。

ただし、生計維持者が1名である場合は1,250 万円であること。

A-5：5,000 万円未満であること。ただし、多子世帯は3億円未満であること。

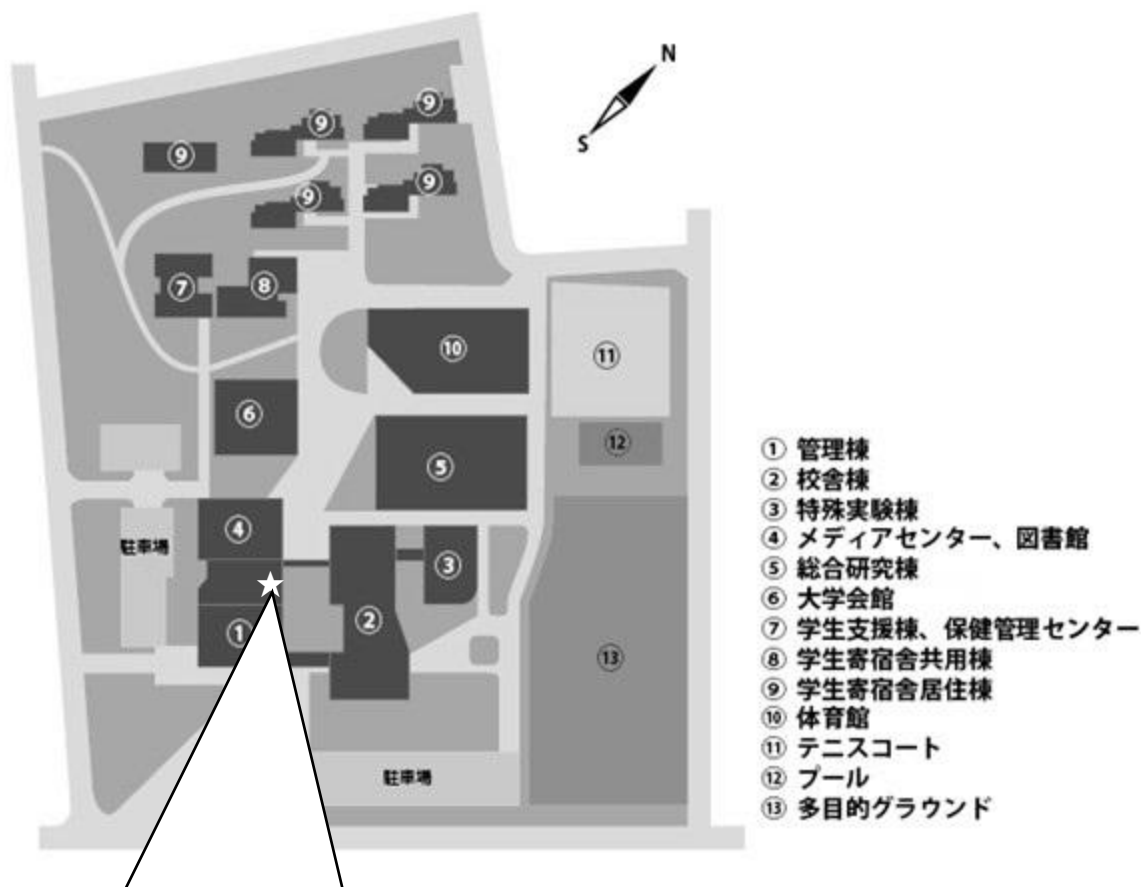
「資産の申告」欄で言う「資産」とは、現金、預貯金、有価証券、投資用資産としての貴金属等の額を言います。土地等の不動産は含まれません。

その他の経済的支援について

ここまでご案内した各制度のほか、地方公共団体や、公益法人・民間団体による奨学金があります。各種団体の奨学金ご案内は、大学ホームページや学内の掲示板(Teams)等で随時情報提供していますので、応募条件・応募時期をご確認の上、申請してください。

・奨学金に関する大学ホームページは以下の URL をご覧ください。

URL : <https://www.tsukuba-tech.ac.jp/education/expenses/others.html>



皆さんに充実した大学生活を送っていただくため、そのお手伝い・サポートをしています。

入学料・授業料の免除等について分からないこと・不安なことは、いつでもお気軽にご相談ください。



国立大学法人

筑波技術大学 聴覚障害系支援課 学生係

〒305-8520 茨城県つくば市天久保 4-3-15

(上地図①の建物、自動ドア入ってすぐ)

電話 029-858-9326/9327 FAX 029-858-9335

電子メール kyoumu1@ad.tsukuba-tech.ac.jp